

治療用装具を購入した場合の子ども医療費助成について

病院などで治療のため、医師の指示に基づいて装具を作成した場合、健康保険適用の範囲内が助成の対象となります。

ただし、全額助成ではなく、健康保険組合の払い戻し分を差し引いた額を助成します。

対象者

○子ども医療の対象者（0歳～中学生まで）

助成対象

- 弱視用メガネ等
- コルセット
- インソール（足底装具）
- 義手、義足 など



申請までの流れ

1	病院にて、治療用装具が必要と診断される。 ※医師の意見書（医証、指示書）を病院から受け取る。
2	業者にて治療用装具を作成する。 ※一度、全額実費負担が必要 ※治療用装具の見積書、請求書、領収書を受け取る
3	①加入している健康保険組合に、療養費の請求（保険診療分の払い戻し）をする。 ②後日、健康保険組合から支給決定通知書が届く。 ※意見書（医証、指示書）、装具の領収書はコピーを残しておく。
4	国東保健センターまたは各総合支所に子ども医療費の助成申請を行う。

申請に必要な書類等

持参物	①医師の意見書（医証、指示書） [コピー可] ②治療用装具の領収書 [コピー可] ③健康保険組合の支給決定通知書 [原本] ④子ども医療費受給者証 ⑤印鑑
申請場所	○国東保健センター ☎0978-73-2450 ○国見総合支所 ☎0978-82-1112 ○武蔵保健福祉センター☎0978-68-1184 ○安岐総合支所 ☎0978-67-1111
申請書	各申請場所の窓口